

茨城工業高等専門学校における教員等の任用に関する要項

〔平成29年 7月13日
制 定〕

(趣旨)

第1条 茨城工業高等専門学校における教員(教授、准教授、講師、助教及び助手)の任用(採用、昇任及び配置換)は、高等専門学校設置基準(昭和36年文部省令第23号)によるほか、この要項の定めるところによる。

(任用の発議)

第2条 教員任用の発議は、次の各号のいずれかにより行う。

- (1) 各系及び一般教養部(以下「系等」という。)において、任用を必要と認め、系等の長から校長に申出があったとき
- (2) 校長が自ら任用を必要と判断したとき

(任用手続)

第3条 校長は、前条により発議があった場合は、次の各号に従い、第6条に規定する教員任用審査会(以下「審査会」という。)による審査結果を参考にして任用を決定する。

- (1) 昇任又は配置換は第4条の規定による。
- (2) 採用は第5条の規定による。

(昇任又は配置換)

第4条 昇任は、系等の欠員状況等を踏まえ、原則として教授にあつては准教授経験3年以上の者、准教授にあつては講師経験2年以上の者又は助教、助手経験が3年以上の者、講師にあつては助教又は助手経験1年以上の者を候補者とし、次の各号に掲げる観点を総合的に判断して行う。

- (1) 学 位 博士の取得又は取得見込の状況
- (2) 資 格 技術士の取得又は取得見込の状況(人文及び体育分野を除く。)
- (3) 研究業績 著書、論文、講演等の状況
- (4) 研究開発 研究・開発、特許等の状況
- (5) 教育指導 教科指導、研究指導、課外活動等の教育指導の状況
学校等における教育職員歴の状況
- (6) 校 務 高等専門学校における主事・主事補歴等の校務貢献の状況

2 配置換は、配置換をしようとする職種の職務内容を遂行するために必要な知識、能力等を保持するか否かを判断して行う。

(採用)

第5条 採用は、別に定める「茨城工業高等専門学校における教員採用人事の手続きについて」により、採用候補者の選考を行う。

(審査会)

第6条 任用候補者(特命教員及び非常勤講師を含む。)の教員資格の有無について審査

するために、審査会を置く。

2 審査会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 校長

(2) 副校長（教務主事）、副校長（学生主事）及び副校長（寮務主事）

(3) 副校長（専攻科長）、副校長（地域連携・評価）及び副校長（総務）

3 前項第2号及び第3号に規定する者については、教授である者とする。

4 審査会は、必要に応じ任用候補者の所属する系長等を出席させ、その意見を聴くことができる。

5 審査会は、校長が招集し、議長となる。

(再雇用の審査)

第7条 教員の再雇用の労働条件に関する事項については、審査会において審議する。

2 審査会は、再雇用対象教員の所属する系等の長から提出された再雇用計画に関する書類に基づき、勤務区分（フルタイム勤務又は短時間勤務）、勤務時間、業務内容等の労働条件について審査する。

3 職員の再雇用については校長が決定し、審査会に報告するものとする。

(客員教授等の選考)

第8条 客員教授及び客員准教授の選考に関する事項については、別に定める「茨城工業高等専門学校客員教授及び客員准教授選考基準」に基づき、審査会において審議する。

(事務)

第9条 教員の任用に関する事務は、総務課において処理する。

(雑則)

第10条 この要項に定めるもののほか、教員の任用に関して必要な事項は、校長が別に定める。

付 記

1 この要項は、平成29年7月13日から実施する。

2 茨城工業高等専門学校における教員の任用に関する要項（平成14年1月16日制定）及び茨城工業高等専門学校教職員再雇用審査委員会要項（平成23年12月6日制定）は、廃止する。